

自転車の運転において守るべきこと

自動車と異なり運転免許を必要としないため、見落とされがちな自転車の交通マナーですが、自転車も自動車と同様に事故の加害者にもなり得る乗り物です。改めて注意点を確認しておきましょう。

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

・標識などによって歩道通行を認められている場合や、運転者が13歳以下又は70歳以上である場合、身体に障害がある場合などは歩道を通行することが可能です。

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る

・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
・夜間はライトを点灯
・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用

その他にも、スマートフォンを操作したり、雨傘をさしたりしながらの運転(「ながら運転」)は大変危険ですので、行わないようにしましょう。



年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日(火)から12月31日(月)までの21日間にわたり、年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施されます。

期間中は、下記統一行動日などに交通安全関係団体による啓発活動が行われ、警察による取り締まりも強化されます。

12月14日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日

12月25日(火) 「シートベルト・チャイルドシート着用」・「ライト4(フォー)運動」強化の日

※「ライト4(フォー)運動」・・・自動車の前照灯を早期(午後4時)から点灯して走行することを指し、夕暮れ時でも視認性を確保して交通事故を防ぐという目的があります。



▶問い合わせ先=総務課 交通防災係 ☎66-9115

交通事故に気をつけましょう

12月は交通事故が多く発生する傾向にあります。

平成29年においては、県内で最も交通事故発生件数が多い月となり、町内においても死亡事故が発生してしまいました。

正しい交通マナーを意識し、交通事故の加害者にも被害者にもならないように気をつけましょう。

上三川町を取り巻く状況

上三川町は平成29年中の交通事故発生件数(人口10万人あたり)ワースト1位となっており、平成30年度中も9月末日時点でワースト1位となっています。

町外の方が上三川町内で事故を起こすケースも考えられますが、町民の皆様もマナー向上に努めていただきますようご協力をお願いします。

飲酒運転根絶に向けて・・・飲酒運転は犯罪です

12月は、忘年会などお酒を飲む機会が多くなりやすい時期です。「お酒を飲んだら運転しない・させない」を徹底するようにしましょう。

また、飲酒した日に運転をしなくても、翌日、体内にアルコールが残存している場合があります。お酒を飲む場合は、次の日に運転する時間も考慮して、飲酒の量を調整するようにしましょう。

なお、飲酒運転は、自動車だけでなく、自転車でも禁止されていますので、注意するようにしましょう。



シートベルト・チャイルドシート着用の徹底

一部の条件を除き、シートベルト・チャイルドシートは着用義務があります。シートベルト・チャイルドシートの正しい着用は、交通事故被害軽減につながりますので、出発前に正しく着用することを習慣づけ、非着用での運転はしないようにしてください。

また、後部座席においてもシートベルトの着用義務がありますので、全席全員が着用するようにしましょう。

子どもや高齢者に配慮した運転行動を

自動車運転者は、周囲の道路環境や歩行者などに気を配りながら運転するようにしましょう。特に、小さい子どもや高齢者を見かけた際にはその動作に注意を払い、安全な速度に減速するなど思いやりを持って運転しましょう。

また、横断歩道上については歩行者優先となっていますが、残念なことに栃木県は横断歩道での一時停止率ワースト1位となっています。接近した際には、横断しようとしている人がいないか確認するようにし、横断する人がいる場合は必ず一時停止をして、横断を妨げないようにしましょう。

